

高浜町学校業務改善計画

令和 8 年 9 月

高浜町教育委員会

1 目 的

社会の急激な変化が進む中、子どもが未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、より複雑化・多様化しています。

このような中、これまで教員は地域や社会からの期待や、強い使命感・責任感から児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなし、徐々に広い範囲の業務を担うようになりました。その結果、長時間勤務が常態化しています。

このような「多忙化」や長時間勤務は、教員の心身への影響はもとより、子どもと向き合う時間の減少による質の低下を招くこと、さらには、「教員は多忙」といったイメージにより教員志望者が減少している状況などから、今後、教育の質の確保が難しくなることが懸念されています。

こうした状況の中、令和8年4月に「福井県学校業務改善計画」が策定され、本町においても県の計画を踏まえ「高浜町学校業務改善計画」を策定することとしました。

この計画は、教員が児童生徒に接する時間を十分確保しつつ、教員自身が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで人間性を高め、児童生徒に必要な指導・質の高い教育を持続的に行うことができるよう、学校の業務改善、教員の働き方改革を目的とするものです。

今後、この計画に基づいて、県教育委員会、町教育委員会、各学校が連携し、それぞれの立場から学校の業務改善、学校の働き方改革を進めていきます。

なお、本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法第8条に基づき策定するものです。

2 町の取り組み

高浜町では、国や県の取り組みを参考に、教職員の働き方改革に取り組んできました。

令和元年度には「高浜町学校業務改善方針」を策定し、学校と教育委員会が連携して教職員がゆとりをもって働ける環境づくりに努めてきました。

また、町独自の取り組みとして、令和2年度から「高浜型カリキュラムプラン」を策定し、夏季休暇期間を1週間程度短縮することで授業時数を確保しつつ、教職員・こども双方の平日の学校生活に余裕を持たせる取り組みを行ってきました。

加えて、教職員の支援を行う人材として、町雇用の「学校運営支援員」、「学習支援員」、「相談員」、「町単講師」を各学校へ配置し、部活動の指導についても地域のスポーツ・文化活動経験者に「地域スポーツ指導者」としてサポートして頂くことで、教職員の負担軽減につなげることができています。

これらの取り組みにより高浜町の教職員の時間外勤務時間は大幅に減少し、月当たり80時間を超える教職員数はゼロ、45時間以上の教職員も減少傾向となっています。

【過去5年間の高浜町教職員の時間外勤務時間者（延べ数）】

時間外勤務時間	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
80時間以上	0人	0人	0人	0人	0人
45時間以上	294人	115人	89人	104人	77人
45時間未満	733人	976人	978人	929人	1,020人

3 取組みの方向性

町においては、国・県の動向を踏まえ、教職員の業務改善に向けた下記の取組みを行います。

1. 講師や学校支援人材の確保に努めます。また、部活動の地域展開を推進し、教職員の負担軽減を図ります
2. 教職員が自由に意見を言い合える風通しの良い職場づくりや、個々の教職員に負担や責任が集中しない組織づくりを図ります。また、管理職のマネジメント能力の向上や、

教職員自身の働き方に対する意識改革を促進します。

3. ストレスチェックやカウンセリングの体制を整備し、教職員の心身の健康維持を図ります。

4 取組み期間

「福井県学校業務改善計画」を踏まえ、令和8年度～令和11年度の4年間とします。

5 目標

○令和11年度末までに時間外在校等時間月45時間以上の教職員をなくすよう取組む

令和3年度以降、過労死ラインとされる時間外在校等時間が月80時間を超える教職員は高浜町においてはゼロとなっており、今後も維持していきます。

また、一層の業務改善を図り、時間外在校等時間の月45時間以上の教職員をなくすように努めます。

○年次休暇平均取得日数を年間11日以上とする。

心身を休養させ、健康的に働くことを促進するため、年次休暇平均取得日数の目標を年間11日以上とします。

6 具体的な取組み

文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、役割分担の明確化を進めます。また、既に実施しているものは継続、改善を進めます。

学校以外が担うべき業務に対する取組

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・ 学校支援ボランティア等の見守り活動の継続を依頼します。
2. 学校徴収金の徴収・管理
 - ・ 学校給食費および学用品費については無償化を実施済みです。その他の集金業務の負担軽減については検討を進めていきます。
3. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・小中学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加について、学校主体から地域クラブ主体への移行を推進します。
 - ・地域に協力を依頼し、小中学生の地域イベント等への参加の負担軽減を図ります。
4. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・全校で留守番電話を導入しており、時間外の保護者からの問い合わせ等に対して、教職員以外で対応できる体制を継続します。
 - ・町契約の顧問弁護士と連携し、事案発生時に必要な対応を行います。
 - ・担任、管理職および関係職員で緊密に連携し、学校全体での対応を行います。

教師以外が積極的に参加すべき業務に対する取組

5. 調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ・校務支援システム（C4th）を活用し、校務の負担軽減を図ります。また、保護者との連絡や文書の発送についても積極的にシステムの活用に努めます。
 - ・民間事業者と契約し、学校のホームページの管理を行います。
6. I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ・I C T支援員を配置し、教職員のデジタル機器活用についてサポートを行います。
 - ・ネットワークや情報セキュリティ環境等について、専門事業者と契約し管理を行います。
 - ・I C T機器の保守点検および更新を適宜実施します。
7. 学校施設の管理、清掃等
- ・プール授業の民間委託を引き続き推進します。
 - ・施設のワックスがけ、ガラス清掃等を民間事業者と契約し実施します。
8. 部活動
- ・地域の団体や人材と連携し、部活動の地域展開を推進します。
 - ・休日の学校施設管理を民間事業者に委託し、教員の負担軽減を図ります。
 - ・地域人材や民間企業と連携し指導者の確保を図ります。

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務に対する取組

9. 授業準備、事務処理等
- ・各校に学校運営支援員を配置し、授業準備や事務負担の軽減を推進します。
 - ・校務支援システムやデジタルドリル、学習支援アプリ等の活用を推進します。

- ・事務の共同実施等の推進により、事務処理の効率化等を図ります。

10. 学校行事の準備・運営

- ・学校行事・大会等の見直しにより負担軽減を図ります。
- ・地域人材や保護者と連携した行事の運営を図ります。

11. 児童生徒、家庭への対応

- ・気がかりな児童生徒に対応するため県と連携し、各学校にスクールカウンセラーを配置します。加えて、町独自にスクールソーシャルワーカーを配置し、組織的な対応を行います。
- ・校内サポートルーム支援員を配置し、児童生徒の学校における居場所を確保します。
- ・町独自に各学校へ講師、学習支援員、相談員を配置し、きめ細かな指導を行います。
- ・不登校児童生徒の居場所や保護者の相談先として、適応指導教室（はまなす教室）を常設します。
- ・町内関係機関と連携し、情報の共有を図ります。

7 今後の取組みに当たって

教職員の働き方改革や業務改善の進捗状況について、総合教育会議、教育委員会、校長会などで報告・共有するとともに、町のホームページ等で公表します。

また、進捗状況を分析し、次の業務改善につなげていきます。